### **Press Release**

高知労働局発表令和7年10月30日

報道関係者 各位

#### 【照会先】

高知労働局雇用環境・均等室

 室
 長
 森
 郁雄

 室長補佐
 山本
 由香

(電話) 088-885-6041

### 11月は「『しわ寄せ』防止キャンペーン月間」です

一適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!一

高知労働局(局長 菊池 宏二)は、11 月の「『しわ寄せ』防止キャンペーン月間」に、集中的に「しわ寄せ」防止に向けた取組を行います。

大企業・親事業者による長時間労働削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。こうした「しわ寄せ」は下請等中小事業者の働き方改革の妨げとなることから、高知労働局では、「しわ寄せ」防止に向けた取組の徹底を呼び掛けています。

#### 「しわ寄せ」防止キャンペーン月間の主な取組内容

- 1 実施期間 令和7年11月1日から11月30日まで
- 2 主な取組内容
  - ・労働局、労働基準監督署、ハローワークによる周知 労働局、労働基準監督署、ハローワークは、施設内にポスターを掲示するとともに、 各種説明会等において、リーフレット、パンフレットを活用した周知・啓発を行います。

(「しわ寄せ」防止特設サイトURL) https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/



### 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や 急な仕様変更などはやめましょう。 大企業等と取引先中小事業者は共存共栄!



大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、

取引先中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

このパンフレットには、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発 注内容の頻繁な変更を行わないように配慮する必要があること(労働時間等設定改善法)や、 受託中小企業振興法に基づく「振興基準」、中小受託取引適正化法等に違反のおそれのある 不当な行為の事例集(いわゆる「べからず集」)等をまとめています。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署







# 長時間労働につながる取引慣行を見直しましょう!!

ダメ!短納期発注!!



他の事業主との取引において、 長時間労働につながる短納期発注や 発注内容の頻繁な変更を行わない よう配慮する必要があります。

事業主の皆様は、

他の事業主との取引を行うに当たって、 次のような取組が行われるよう企業内に周知しましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の 短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。



### 長時間労働につながる取引慣行の見直しについては、 「労働時間等設定改善法」(※1)と「労働時間等見直しガイドライン (労働時間等設定改善指針)」(※2)に規定されています。

※ I 「労働時間等設定改善法」とは、事業主等による労働時間等の設定の改善に向けた 自主的な努力を促進するための特別の措置を講ずることにより、労働者がその有する 能力を有効に発揮できるようにしようとする法律です。

#### 労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)(抄)

(事業主等の責務)

第2条 | ~3 (略)

- 4 事業主は、他の事業主との取引を行う場合において、著しく短い期限の設定 及び発注の内容の頻繁な変更を行わないこと、当該他の事業主の講ずる労働時 間等の設定の改善に関する措置の円滑な実施を阻害することとなる取引条件を 付けないこと等取引上必要な配慮をするように努めなければならない。
- ※2「労働時間等見直しガイドライン(労働時間等設定改善指針)とは、事業主等が労働時間等の設定の改善について適切に対処するために必要な事項を定めたものであって ※1に基づく指針(告示)です。

### 労働時間等見直しガイドライン(労働時間等設定改善指針) (平成20年厚生労働省告示第108号)(抄)

- 2 事業主等が講ずべき労働時間等の設定の改善のための措置 (I) ~ (3)(略)
  - (4) 事業主が他の事業主との取引上配慮すべき事項 個々の事業主が労働時間等の設定の改善に関する措置を講じても、親企業からの発注等取引上の都合により、その措置の円滑な実施が阻害されることとなりかねない。特に中小企業等において時間外・休日労働の削減に取り組むに当たっては、個々の事業主の努力だけでは限界があることから、長時間労働につながる取引慣行の見直しが必要である。このため、事業主は、他の事業主との取引を行うに当たっては、例えば、次のような事項について配慮をすること。
- イ 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を 抑制し、納期の適正化を図ること。
- ロ 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ハ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図る こと。

厚生労働省では、「しわ寄せ」に係る情報を把握した場合、地方経済産業局に情報提供するほか、事業場の労働基準関係法令違反の背景に、極端な短納期発注等に起因する中小受託取引適正化法(昭和31年法律第120号)等の違反が疑われる事案について、公正取引委員会や中小企業庁に通報する制度の強化を図っています。

### 「働き方改革」を阻害する不当な行為を しないよう気を付けましょう!!



以下の行為は、下請法や独占禁止法で定める禁止行為に該当する可能性があります。

### 01 買いたたき

(下請法第4条第1項第5号・独占禁止法第2条第9項第5号ハ)

### 事例① 短納期発注による買いたたき

発注者は、短納期発注を行い、受注者は休日対応することを余儀なくされ、人件費等のコストが 大幅に増加したにもかかわらず、通常の単価と同一の単価を一方的に定めた。



### <mark>事例②</mark> 業務効率化の果実の摘み取り

発注者は、受注者から社外秘である製造原価計算資料、労務管理関係資料等を提出させ、資料を分析し、 「利益率が高いので値下げに応じられるはず」などと主張し、著しく低い取引対価を一方的に定めた。



02 減額

(下請法第4条第1項第3号・独占禁止法第2条第9項第5号ハ)

### 事例③ 付加価値の不払

発注者は、書面において短納期発注については「特急料金」を定めていたところ、受注者に対して 短納期発注を行ったにもかかわらず、「予算が足りない」などの理由により、特急料金を支払うことなく、 通常の代金しか支払わなかった。



### 03 不当な給付内容の変更・やり直し

(下請法第4条第2項第4号・独占禁止法第2条第9項第5号ハ)

### 事例④ 直前キャンセル

発注者は、受注者に対して運送業務を委託しているところ、特定の荷主の荷物を集荷するために、 毎週特定の曜日に受注者のトラックを数台待機させることを契約で定めていた。当日になって 「今日の配送は取りやめになった」と一方的にキャンセルし、その分の対価を支払わなかった。



### 04 受領拒否

(下請法第4条第1項第1号・独占禁止法第2条第9項第5号ハ)

### 事例⑤ 短納期発注による受領拒否

発注者は、発注後、一方的に納期を短く変更し、受注者は従業員による長時間勤務によって対応したが、 その納期までに納入が間に合わず、納入遅れを理由に商品の受領を拒否した。



### 05 不当な経済上の利益提供要請

(下請法第4条第2項第3号・独占禁止法第2条第9項第5号口)

### 事例⑥ 働き方改革に向けた取組のしわ寄せ

発注者は、商品の発注に関するデータの自社システムへの入力業務を発注者自ら行うべきであるにも かかわらず、受注者に対して無償で行わせた。



# 中小企業

# 個人事業主

# フリーランス

## の皆さん

知財の侵害 ・保護





: 代金の 未払い



買い たたき



不当な **へ** やり直し







値引き ừ









にご相談ください

「下請かけこみ寺」では、中小企業・個人事業主・フリーランスの皆さんが抱える取引上の悩み相談をお受けします。問題解決に向けて、専門の相談員や弁護士がアドバイスを行います。

### 悩んだらここに相談を!



https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm



相談無料秘密厳守

全国48か所

匿名相談可能

中小企業・個人事業主・フリーランスの皆さんの 取引上の悩み相談をお受けします。

oo 0120-418-618

【受付時間】平日9:00~12:00 / 13:00~17:00 (土日·祝日·年末年始を除く)携帯電話からもご利用になれます。お近くの「下請かけこみ寺」につながります。



**中心新** 中小企業庁委託事業

(公財)全国中小企業振興機関協会

### 無料相談(相談員・弁護士)

#### 例えば...

- ① 支払期日を過ぎても代金を払ってくれない。
- ② お客さんからキャンセルされたので、部品が 必要なくなったといって返品された。
- ③ 長年取引をしていた発注元から突然取引を 停止された。





+>=<

オンライン相談

電話で相談員がお答えします オンライン上の対面で 相談員がお答えします



対面相談

対面で相談員がお答えします



相談事例

### 調停による 紛争解決手続き(ADR)

- ●紛争当事者間の和解の調停を行います。
- ●裁判と異なり非公開で行われるため、当事者 以外には秘密が守られます。
- ●当事者が合意すれば、自由に調停場所・時間等を決めることができます。

### 全都道府県に下請かけこみ寺を設置しています。

本部:(公財)全国中小企業振興機関協会・・・・ (公財)北海道中小企業総合支援センター・・・・	03-5541-6655 011-232-2408	(公財)ふくい産業支援センター・・・・・・・・(公財)滋賀県産業支援ブラザ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0776-67-7426 077-511-1413
(公財)21あおもり産業総合支援センター・・・・	017-775-3234	(公財)京都産業21・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	075-315-8590
(公財)いわて産業振興センター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	019-631-3822	(公財)大阪産業局 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	06-6748-1144
(公財)みやぎ産業振興機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	022-225-6637	(公財)ひょうご産業活性化センター・・・・・	078-977-9109
(公財)あきた企業活性化センター・・・・・・・・・	018-860-5622	(公財)奈良県地域産業振興センター・・・・	0742-36-8311
(公財)やまがた産業支援機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	023-647-0662	(公財)わかやま産業振興財団・・・・・・・・・	073-432-3412
(公財)福島県産業振興センター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	024-525-4077	(公財)鳥取県産業振興機構 ・・・・・・・・・	0857-52-6703
(公財)いばらき中小企業グローバル推進機構	029-224-5318	(公財)しまね産業振興財団 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0852-60-5114
(公財)栃木県産業振興センター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	028-670-2603	(公財)岡山県産業振興財団 ・・・・・・・・・	086-286-9670
(公財)群馬県産業支援機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	027-265-5027	(公財)ひろしま産業振興機構・・・・・・・・・	082-240-7703
(公財)埼玉県産業振興公社 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	048-647-4086	(公財)やまぐち産業振興財団・・・・・・・・・	083-902-3722
(公財)千葉県産業振興センター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	043-299-2654	(公財)とくしま産業振興機構 ・・・・・・・・・・	088-654-0101
(公財)東京都中小企業振興公社 · · · · · · · · · ·	03-3251-9390	(公財)かがわ産業支援財団 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	087-868-9904
(公財)神奈川産業振興センター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	045-633-5200	(公財)えひめ産業振興財団 ・・・・・・・・・・	089-960-1268
(公財)にいがた産業創造機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	025-246-0056	(公財)高知県産業振興センター・・・・・・・・・	088-845-6600
(公財)長野県産業振興機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	026-227-5013	(公財)福岡県中小企業振興センター・・・・	092-260-6017
(公財)やまなし産業支援機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	055-243-8037	(公財)佐賀県産業振興機構 ・・・・・・・・・	0952-34-4416
(公財)静岡県産業振興財団 ・・・・・・・・・・・・	054-273-4433	(公財)長崎県産業振興財団 ・・・・・・・・・	095-820-8836
(公財)あいち産業振興機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	052-715-3069	(公財)くまもと産業支援財団・・・・・・・・・・・	096-289-2437
(公財)岐阜県産業経済振興センター ・・・・・・・	058-277-1082	(公財)大分県産業創造機構 ・・・・・・・・・	097-534-5300
(公財)三重県産業支援センター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	059-228-7283	(公財)宮崎県産業振興機構 ・・・・・・・・・	0985-74-3850
(公財)富山県新世紀産業機構 ・・・・・・	076-444-5622	(公財)かごしま産業支援センター・・・・・・	099-219-1274
(公財)石川県産業創出支援機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	076-267-1219	(公財)沖縄県産業振興公社 · · · · · · · · ·	098-859-6237

相談については、上記下請かけこみ寺においてお電話で受付しております。また、ホームページからも受付しております。





相談無料

全国48か所

取引上の悩み相談をお受けします。

https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm



**00**0120-418-618

中小企業・個人事業主・フリーランスの皆さんの

【受付時間】平日9:00~12:00 / 13:00~17:00 (土日・祝日・年末年始を除く)携帯電話からもご利用になれます。お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

### 「しわ寄せ」防止総合対策の概要

- 「働き方改革」と「取引適正化」は車の両輪であり、大企業・委託事業者(以下「大企業等」という。) の働き方改革による取引先中小事業者への「しわ寄せ」の防止は、大企業等と取引先中小事業 者の双方が成長と分配の好循環を実現する上で共通の課題
- このため、厚生労働省・中小企業庁・公正取引委員会が緊密な連携を図り、「大企業・親事業 者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」を策定 (令和元年6月26日)

### 総合対策の4つの柱

- ① 関係法令等の周知徹底
  - ・労働施策総合推進法第10条の3に基づく協議会等(地方版政労使会議を含む。)における課 題の共有と地域での取組の推進
  - ・都道府県労働局(以下「労働局」という。)・労働基準監督署(以下「労基署」という。)・働き方改 革推進支援センターが、あらゆる機会を通じて、労働時間等設定改善法に加え、受託中小企業 振興法に基づく「振興基準」等についてもリーフレット等を活用して周知
  - 「しわ寄せ」防止キャンペーン月間の設定による経営トップセミナーの開催等の集中的・効果的な取組

### ② 労働局・労基署等の窓口等における「しわ寄せ」情報の提供

- ・取引先中小事業者から、大企業等の働き方改革による「しわ寄せ」に関する相談が寄せられた 場合等には、相談情報を地方経済産業局に情報提供
- ③ 労働局での「しわ寄せ」防止に向けた要請等の実施と労基署での通報制度の的確な運用
  - ・労働局において、管内の大企業等に対し、「しわ寄せ」防止に向けた要請等を実施
  - ・受託事業者に対する監督指導において、労働基準関係法令違反が認められ、背景に委託事業 者に よる取適法等違反行為の存在が疑われる場合には、公正取引委員会・中小企業庁に通報する 制度を厳格に運用

### ④ 公正取引委員会・中小企業庁による指導等及び不当な行為事例の周知・広報

- ・大企業等の働き方改革に伴う取引先中小事業者へのコスト負担を伴わない短納期発注等の取適法等 違反の「しわ寄せ」については、公正取引委員会・中小企業庁が、取適法等に基づき、厳正に対応に対応
- ・実際に指導等を行った事例や不当な行為の事例(いわゆる「べからず集」)の周知・広報の徹底



「しわ寄せ」防止特設サイトから、本パンフレットに 掲載している受託中小企業振興法に基づく「振興 基準1のリーフレット等のほか、公正取引委員会及 び中小企業庁が取適法違反に対して指導等を行 った事例のリーフレットや、11月の「しわ寄せ」防止 キャンペーン月間のリーフレット、「しわ寄せ」防止 のロゴマーク等をダウンロードできます。

下記より中企庁HPの振興基準のページに入ることが出来ます。

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.html

https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/

# 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。



### その無理な発注の「**しわ寄せ」**で 取引先が途方に暮れていませんか?

大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、取引先中小事業者に対する 適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

### 大企業等と取引先中小事業者は共存共栄!

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署





https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/





### 大企業等と取引先中小事業者は 共存共栄!

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等を引き起こすおそれがあると言われており、取引先の労働者の健康障害防止のためにも必要です。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、 納期の適正化を図ること。
- 2 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ❸ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。
- ■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「受託中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく 「振興基準」には、委託事業者と受託事業者の望ましい取引関係が定められています。

### ● 委託事業者も受託事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!

- ●やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の<u>適正なコストは委託</u>事業者が負担すること。
- ●委託事業者は、受託事業者の「働き方改革」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。
  - 例えば…●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
    - ●委託事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
    - ●過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、 適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
    - ●納期や工期の過度な年度末集中

### ② 発注内容は明確にしましょう!

- ●委託事業者は、継続的な取引を行う受託事業者に対して、安定的な生産が行えるよう長期 発注計画を提示し、発注の安定化に努めること。
- **●発注内容を変更するときは、不当なやり直しが生じないよう十分に配慮すること。**

### ❷ 原材料費・エネルギーコストの適切な増加分の全額転嫁を目標としましょう!

労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが増加した場合には、委託事業者は、予め定めた価格改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても、価格変更を柔軟に行うものとする。特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとすること。

### 11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」も実施します。

11月1日(土)には「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。



※11月1日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談ほっとライン( <mark>◯◯◯ 0120-811-610</mark> )で相談できます。



過重労働解消 キャンペーン